

男女共同参画社会をうながす社会・経済的な背景

関連年表

- 1975年 国連・国際婦人年/女性差別撤廃条約
- 1981年 ILO156号条約、165号勧告採択
- 1985年 女性差別撤廃条約批准
男女雇用機会均等法成立
年金の第3号被保険者制度導入(専業主婦優遇政策)
- 1986年 男女雇用機会均等法施行
- 1989年 出生率(合計特殊出生率)1.57に(1.57ショック)
- 1991年 育児休業法制定。92年施行
- 1995年 北京会議(第4回国際女性会議)
ILO156号条約、165号勧告批准
- 1998年 厚生白書における「3歳児神話」の否定
「少子化への対応を考える有識者会議」の提言(「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」)
- 1999年 男女共同参画キャンペーン(「育児をしない男を、父とは呼ばない」)
改正均等法、労働基準法施行
男女共同参画社会基本法(The basic law of gender equal society)成立・施行
育児・介護休業法施行
- 2002年 このころから、一部でバックラッシュ、ジェンダー・パッシングはじまる
- 2003年 次世代法(次世代育成支援対策推進法)成立⇒企業に仕事・子育ての両立支援を迫る
- 2004年 出生率 1.29に
「少子化社会対策大綱」閣議決定⇒「新新エンゼルプラン」策定
- 2005年 次世代法によって、企業などに子育て支援のための行動計画策定義務を課す
- 2014年 政府「すべての女性が輝く社会づくり本部」初会合で「政策パッケージ」決定

多産多死社会

60年代
~80年代

高度成長社会

人口増加社会

90年代~

少子高齢社会

少産少死社会+晩婚化

低成長、経済減速社会

労働人口の減少

消費の減少、経済の停滞

国力の低下

医療費の増大

世代間の負担と受益の不公平

年金・社会保障制度の行詰り

2007年以降

人口減少社会

性別役割分業社会

専業主婦優遇措置

男は外で働き、
妻は家で家事・育児

男の働き過ぎ
過労死が社会問題化
(87年)

自殺者の急増
(98年~)

男女共同参画社会

男女ともに
仕事と家事の両立を

男はもっと生活力を
女はもっと経済力を

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・シェアリング

短時間勤務制度
同一労働同一賃金制

次世代法

支援体制の確立を
(行政、企業、地域)

ダイバーシティ(多様性)

CSR(企業の社会的責任)

SRI(社会的責任投資)

2007年問題

20代~40代はすでに
変わりは始めている
(均等法世代)

性別役割夫婦は
もはや少数派?

野田聖子さん
(衆議院議員・自民党)の
「さようならサザエさん」宣言

「サザエさんの時代を取り戻したいという願望は、今でも永田町と霞が関の大多数のおじさんたちの心の中に生きている」(野田聖子『だれが未来を奪うのか—少子化と戦う』講談社 05年5月)

次世代が生きやすい社会の形成を
世代対立・抗争から
(世代協力・継承による)世代交代へ